

i 12月4日～10日
人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「第75回人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚の啓発活動を全国的に展開しています。

「人権問題ではないだろうか」と感じていることや、子どものいじめ問題での悩みごとなど、法務局へ相談してください。

人権相談所を開設します

- 日時 12月4日(月)～8日(金)
10:00～16:00
- 場所 千葉地方法務局佐倉支局
＜佐倉市表町 1-20-11＞

問 千葉地方法務局佐倉支局
☎ 043 (484) 1222

i 12月10日～16日
北朝鮮人権侵害問題
啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しながら問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。一人ひとりが、この問題について関心を持ち、認識を深めましょう。詳しくは「法務省 北朝鮮人権侵害問題」で検索してください。



問 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

i 12月10日～19日
冬の交通安全運動

～飲酒運転は絶対しない、
させない、許さない～
年末は、お酒を飲む機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。また、日没が早い時期であることから、夕暮れ時や夜間、明け方の交通事故の増加も心配されます。一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を心がけましょう。

問 県くらし安全推進課
☎ 043 (223) 2263

i 年末年始特別警戒

年末年始は人の動きが慌ただしく、思いがけない犯罪に遭いやすい時期です。市と市防犯指導員連合会では、成田警察署と連携しながら、防犯を呼びかけます。青色回転灯防犯パトロール車両による、パトロール活動も市内全域で実施しています。

- 一人ひとりが防犯対策の見直しを
- 空き巣を防ぐために、短い外出でも必ず施錠をしましょう。
- 自転車盗を防ぐために、必ず鍵をかけるほか、もう一つ別の鍵を掛けてツーロックを実施しましょう。
- 「電話 de 詐欺(振り込め詐欺など)」を防ぐために、在宅中でも留守番電話に設定しましょう。また、1人で判断せず、家族や警察に相談しましょう。

問 市防犯指導員連合会事務局
(市民活動推進課内)
☎ (93) 1117

i 緑の募金
門松カードを配布



令和5年度緑の募金報告

皆さまからの募金額は、141,616円となりました。ご協力いただきありがとうございました。募金額の40%が市に交付される「緑の募金市町村交付金事業」を活用して、各戸に門松カードを配布します。以下の配布場所や、市公式ホームページからダウンロードして、利用いただくこともできます。



- 配布日時
12月13日(水)～28日(木)
9:00～17:00
※土・日・祝日、各施設休館日を除く
- 配布場所
環境課 (市役所分庁舎2階)、日吉台出張所、中央公民館
- 問 環境課 ☎ (93) 4945

i 書き損じはがきや使用済み切手はありますか？

世界で学校に通えない子どもや読み書きができない子どものために、学びの場と機会を提供する「世界寺子屋運動」の一環として、書き損じはがきと使用済み切手を回収します。

- 回収期間 12月12日(火)～令和6年1月31日(水)
- 回収場所 生涯学習課
(中央公民館1階)

問 富里ユネスコ協会事務局(生涯学習課内) ☎ (93) 7641

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース